

## 都内における PCB 廃棄物等の保管・使用状況について

このたび、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の保管及び使用状況届出の結果を、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）」及び「使用中の PCB 製品の使用状況報告書」は、平成 17 年 1 月 4 日から東京都庁第二本庁舎 9 階北側、環境局廃棄物対策部において縦覧します。

### 1 保管量及び使用量

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「東京都 PCB 適正管理指導要綱」に基づいて届出のあった平成 16 年 3 月末における PCB 廃棄物の保管量及び PCB 製品の使用量は以下のとおりです。

なお、届出事業所数は、7,318 事業所となっています。

機器種別	保管量	使用量
高圧トランス	1,487 台 (1,451 台)	208 台 (253 台)
高圧コンデンサ	21,116 台 (20,429 台)	2,596 台 (3,070 台)
照明用安定器	1,190,000 個 (1,110,000 個)	76,100 個 (70,900 個)
PCB を含む油	45,575 ㍓ (45,800 ㍓)	
その他小型機器	248,000 個 (247,000 個)	660 個 (860 個)
感圧複写紙	65,100 k g (67,700kg)	
柱上トランス	24,158 台 (25,956 台)	100,000 台 (103,000 台)
油として保管	17,780 ㍓ (45,240 ㍓)	
微量 PCB 含有機器	121,010 ㍓ (40,600 ㍓)	7,707,291 ㍓ (3,890,000 ㍓)

PCB 廃棄物保管量等の増減の原因は、新たな届出、使用から保管への転換、他県への移動などです。

「その他小型機器」には、低圧トランス・コンデンサ、リアクトル、放電コイル等が含まれています。

( ) については、前回調査（平成 15 年 3 月）の保管量又は使用量です。

「微量 PCB 含有機器」とは、従来、PCB が未混入と考えられていた機器から、微量の PCB が検出された機器のことです。様々な機器があることから PCB 絶縁油量に換算しました。

### 2 PCB 廃棄物処理について

平成 17 年 11 月より、1 都 3 県の PCB 廃棄物については日本環境安全事業(株)が都内で処理を開始する予定であり、既に処理料金も公表されています。なお、都内で保管されている PCB 廃棄物は平成 22 年度までに処理を終了する予定です。

東京都では、高圧トランス・コンデンサ等を保管している事業所を対象に、平成 17 年 2 月以降、処理手続き等についての説明会を開催いたします。

問合せ先 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課  
直通 03-5388-3573